

倶知安の議会

特集 決算審査特別委員会報告	P.2
こんなこと決まりました	P.4
町政を問う 一般質問	P.7
常任委員会報告	P.20
特別委員会報告	P.22
議長室からこんにちは	P.23
町民の広場／編集後記	P.24



議会中継は
こちらから
視聴できます



倶知安町役場の駐車場が一般開放されました 令和 3 年 11 月 5 日 梶本博美 氏 撮影

(無人航空機の飛行に係る許可書 東空運第 19928 号)

令和2年度 各会計決算を「認定」

令和2年度の一般会計、5つの特別会計、水道事業会計の決算について、8名の委員で構成される決算審査特別委員会にて審査を行いました。



昨年度の予算執行状況等を踏まえ、今年度の事業執行についても議論がされました。

決算審査特別委員会は定例会初日の9月6日に設置され、委員長に木村委員、副委員長に小川委員を選出し、9月7日から8日の2日間で開催され、昨年度に行われた事業や予算執行状況について多岐にわたって審査が行われました。

決算審査特別委員会の委員構成

坂井 美穂 委員	森 禎樹 委員	原田 芳男 委員
佐藤 英俊 委員	小川 不朽 委員	田中 義人 委員
木村 聖子 委員	鈴木 保昭 委員	(計8名)

各委員からの主な質疑

質疑

昨年度の決算の中で、4億7,400万円と財政調整の基金が積み上がっているが、原資とこの基金の現状は。

応答

原資としては、コロナ禍による旅費を含めた予算の執行残が非常に多くなったことにより積み上がった。年度末で約9億円の残高となっている。

質疑

くっちゃん子応援基金3,000万円の内訳は。

応答

対象者が児童手当の受給者で該当者は1,937人。児童手当受給者については1万円、それ以外については2万円の単価で支給し、合計で3,041万円となっている。

本特別委員会に付託された以下の7つについて審査を行いました。

認定第1号
一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号
国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号
後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号
介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号
公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号
地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号
水道事業会計決算認定について

※上記の「令和2年度虻田郡倶知安町」の表記は省略

質疑

定住化促進のための住宅改良補助金の内容と実績、また本町へ転入してきた方が対象となるものなのか。

応答

内容としては既存住宅の雪問題解消となる工事を行うものに助成するもので、令和2年度の実績としては17名となっている。

また、基本的な考えとしては、本町に住んでいる方にさらに長く住んでいただくということでの定住化という表現を使わせていただいている。

質疑

今後、町の公共施設の更新は非常に大きな課題である。どうやって歳入を増やしていくかが、この町にとって非常に大きな課題と考えるが、町としてどのように考えているのか。

応答

数年前から導入した宿泊税については、ある程度「観光」という部分において非常に有効なものと考えているが、目的のないところで使える財源については引き続き調査・研究をしながら、早期に導入できるものを見つけていきたい。

質疑

北海道新幹線の負担金9,500万円の内訳は。

応答

倶知安町の施工部分、該当事業費の確定額は28億5,400万円が昨年度執行されている。3分の1が北海道の負担額で9億5,100万円、このうち町の負担が10分の1なので9,515万円の執行額となる。



木村決算審査特別委員長の進行のもと、9月8日の正午に閉会しました。

決算認定への賛成・反対討論

定例会最終日の9月16日には、木村決算審査特別委員長より付託された全ての認定議案を「認定」とすると委員長報告がされた後、2名の議員より決算認定への賛成・反対討論が行われました。



<原田議員より決算認定への反対討論>

令和2年度 倶知安町一般会計決算認定

新型コロナウイルスの対応に追われた一年であったが、緊急事態宣言でやむなく休業した方への補償問題など、住民の暮らしをどのように考えているのか。住民の暮らしやすい町はどのような町かをじっくり考えることを求め、反対討論とする。

令和2年度 倶知安町水道事業会計決算認定

これまで、私はひらふ地区への上水道拡張計画についても事業計画の妥当性の検証が必要だと指摘をしてきた。

独りよがりで一方向的な押しつけでは町民の理解は得られないことを強く指摘し、反対討論とする。

(国民健康保険・後期高齢者医療事業特別会計にも反対討論)

<鈴木議員より決算認定への賛成討論>

令和2年度 倶知安町水道事業会計決算認定

倶知安町の自慢である水を守るため、水道課の職員は各種努力をして水道料金もそれなりに抑え、良好な水を提供していることに対して敬意を表するところ。

しかし、4号・5号井戸の掘削に掛かった失敗や72億円にも及ぶひらふ地区への水道の布設など今後のことを考えると、もう少し内部で精査をして頂きたい。水道課職員の努力によって72億円も大分減額の方角に進んでいると聞く。

皆さんの努力に対して、賛成の立場で討論とする。



町議会では

こんなこと決まりました

ここでは、令和3年8月から令和3年10月までに開催された定例会（第3回）・臨時会（第5回・第6回）で審議された内容について、関心が高いと思われるものをいくつか報告します。

第3回 定例会（令和3年9月6日から9月16日まで開催）

一般会計補正予算（第6号）を可決



今回の主な補正の内容は、国からの新型コロナウイルスワクチン接種対策に伴う補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、ふるさと応援寄附金および企業版ふるさと応援寄附金を活用した事業を行うために補正が必要となったためです。

なお、補正予算全体で3億112万円を可決しました。

（歳入）

- ・ふるさと応援寄附金・・・・・・・・・・（1億円）
- ・企業版ふるさと応援寄附金・・・・・・・・（300万円）
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（2,170万円）
- ・新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金・・（695万円）

（歳出）

- ・ふるさと寄附金業務委託料・・・・・・・・（5,536万円）
- ・倶知安町持続化支援金・・・・・・・・・・（2,500万円）
- ・新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料・・・・（695万円）
- ・プレミアム商品券発行事業補助金・・・・（500万円）
- ・旧東陵中学校体育館改修工事実施設計業務委託料・・（332万円）
- ・時短要請対象飲食店等協力金・・・・・・（250万円）

「住居表示」を実施するエリアと方法が決定しました

この議案は「利便性の向上」や「安全・安心」な国際リゾート地としての基盤を強化することを目的に、令和4年10月1日より実施が予定されている住居表示に関するものとなります。

本町における住居表示を実施する区域の範囲（合計212.44ha）が示され、住居表示の方法は「街区方式」によるものであると提案説明がされた後、議案は可決されました。

※住居表示の方式は「街区方式」と「道路方式」の二種類

陳情第7号

「倶知安町教育委員会による(中略)の対応に関する陳情書」

前回より継続審査となっていた上記の陳情は、定例会初日に委員長報告のとおり、「一部採択」となりました。

7件の意見書を可決

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書

義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書

コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書

出産育児一時金の増額を求める意見書



教育委員会委員・固定資産評価審査委員会委員

定例会最終日、町長より教育委員会委員1名の任命、固定資産評価審査委員会委員3名を選任したい旨の提案説明を受け、全て同意しました。

教育委員会委員

ほんま たまみ
本間 珠美 さん

固定資産評価審査委員会委員

なかたに しんいち みしま きよし さいとう みきお
中谷 慎一 さん 三島 喜吉 さん 齋藤 幹雄 さん

2件の懲罰動議を可決しました

＜議員 富田 竜海 君に対する懲罰動議＞

発議者：鈴木 保昭 議員／門田 淳 議員

理由：一般質問通告における特定議員の侮辱について令和3年9月定例町議会の一般質問通告番号26番において「同僚議員より(中略)なんらかの事情を抱えた方々の人権を無視したと思われる質問がなされた。」「典型的なワクチンハラスメント」など、特定議員を侮辱するものである。

本来の「一般質問」とは町村の行財政全般にわたって、執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものであると定義されていることから、逸脱した表現の記載と判断する。

よって、地方自治法第133条により、富田竜海議員に対し、同法135条第1項第2号の規定に基づき、公開の議場における陳謝を求める。

本件について、懲罰特別委員会に付託し、審査が行われました。

審査の結果、懲罰を科すべきものと決定し、公開の議場における陳謝とし、本会議において賛成多数で可決されました。

＜議員 富田 竜海 君に対する懲罰動議＞

発議者：古谷 眞司 議員／作井 繁樹 議員

理由：議決無視による議会運営の秩序を乱した為
令和3年9月15日の定例町議会における懲罰委員会報告の際、起立多数で議決された公開の議場における陳謝を求めたにもかかわらず朗読を拒否したことは議決無視である。議会運営の秩序を乱し、混乱を招いたことは明らかである。

よって、地方自治法第133条により、富田竜海議員に対し、同法135条第1項第3号の規定に基づき、一定期間の出席停止を求める。

本件について、懲罰特別委員会に付託し、審査が行われました。

審査の結果、全会一致により懲罰を科すべきものと決定し、2日間の出席停止が科せられました。

1件の決議を可決しました

＜森下義照議員に対する監査委員辞職勧告決議＞

提出者：原田 芳男 議員／笠原 啓仁 議員

2019年6月7日に開催された本町議会の「会派代表者及び無会派会議」(以下「代表者会議」)において、議会選出の監査委員の人選と任期について「任期4年のうち、前半の2年を森下議員が、後半の2年を原田議員がその職に当たる」という「議長折衷案」が賛成多数で決定・確認された。(一部略)

前半2年の任期終了は今年6月である。しかし、その任期を3カ月過ぎた現在もなお、森下議員は監査の職に居座り続けている。自らが所属する会派をはじめ、「代表者会議」、議長、原田議員から

の辞職要請を頑なに拒否し続けている。これは明らかに2年前の「代表者会議」の決定・確認事項違反であり、本町議会にとっては有史以来の異常事態である。(中略)本町議会として到底、看過することはできない。

よって、森下議員は2年前の「代表者会議」での決定・確認事項を即刻履行し、監査委員を辞職するよう勧告する。

以上、決議する。

令和3年9月16日 北海道虻田郡倶知安町議会

本件について、鈴木議員より反対討論、佐藤議員より賛成討論がなされました。

採決の結果、議長と当該議員を除いた賛成者8名・反対者4名・欠席者2名により賛成多数で可決されました。

第5回 臨時会（令和3年8月20日 開催）

一般会計補正予算（第5号）を可決



今回の主な補正の内容は、①国からの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に伴う補助金を使用して本町のワクチン接種コールセンター業務委託を行う②文化福祉センター温水ボイラー取替工事が必要となったためです。

なお、補正予算全体で1,485万円を可決しました。

（歳 入）

- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金・・・（440万円）
- ・前年度繰越金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（1,045万円）

（歳 出）

- ・新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務委託料・・・（440万円）
- ・文化福祉センター温水ボイラー取替工事・・・・・・・・（1,045万円）

陳情第9号

公衆浴場設備による町民の健康増進と「至福の確保」に関する陳情書

厚生文教常任委員会へ付託となり閉会中の継続審査となりました。



第6回 臨時会（令和3年10月20日 開催）

一般会計補正予算（第7号）を可決



今回の主な補正の内容は、町道路線数の増加と今シーズンの除排雪に伴う人件費単価の増加により補正が必要となったためです。

なお、補正予算全体で3,892万円を可決しました。

（歳 出）

- ・除雪業務委託料・・・・・・・・・・・・・・・・（1,192万円）
- ・排雪業務委託料・・・・・・・・・・・・・・・・（200万円）



多様なハラスメントの理解に向けて、本町議会主催による人権に関する研修会の一環として、令和3年9月27日に「ようてい法律事務所 渡邊弁護士」を講師にハラスメント研修会を開催しました。

本研修会では、議員のみならず町職員の方々にも参加をしていただき、多様なハラスメントの実態について理解を深める機会となりました。

なお、全国の各自治体では独自のハラスメント条例を制定している実態があり、本町議会としても条例制定の必要性も含め、引き続き会議規則などの見直しについても議論を深めて参ります。

議会におけるハラスメント

法制度上、自治体議会議員から職員に対するパワハラを防止するための明確なルールが存在していない

条例等による明確なルール作りの必要性

東京都鉾田市、埼玉県川越市、大阪府忠岡町、青森県七戸町、埼玉県東松山市、東京都世田谷区 など



鈴木 保昭 議員

本町の負担金額22億7,116万円、町村負担軽減の模索を

町長 国や道の交付金活用など、自治体の負担軽減に努める

問

倶知安厚生病院の補助金33・14億円について。

①建設図面やパース等が議会に提出されていない。どんな建物ができるのか、病院としての機能が分らない。議会の議論を経て、それで決定すべきだったと考えている。解体も倶知安がもつのか。解体ぐらいは私は厚生連でもつてもいいのではと考えている。

②病院の規模について、診療科・ベッド数や新旧の規模対比は、厚生連との協定書にある精神科の改修とは、精神科を少なくするという意味なのか。

③33・14億円、これ以上補助は出せない。出す理由も何も無いと私は考えている。

④この補助は負担金なのか。要綱を作ってから補助すべきではないか。未整備であれば至急作るべき。

⑤本年11月に入札と聞いているが、不足額は生じないのか。

⑥北海道の基金の活用について。国や道の補助金要望はしないのか。協定書の2項の中に、町村の負担金額は整備費用実績額から補助金を除いた額とすると書かれている。補助金が入ると町村負担も減額されると認識している。

⑦厚生病院内の保育所を2年程度、保健福祉会館へ間借りすることについては身勝手な話だと考える。厚生病院というのは町民の側に立っている病院と考える。

答 町長

①議員ご指摘のとおり、これまでの委員会等で議会の皆様にも詳細な設計の計画図面等、説明が足りていなかったと考える。丁寧さが不足しており、大変反省しているところ。

②現在は19の診療科で運営している。今回の改築整備後の診療体制についても19の診療科数について変更はない。また、ベッド数は現在の234床から整備が終わると199床になり、35床減となる。内訳は地域包括ケア157床、精神40床、伝染2床となっている。

③協定書における各町村の負担金額は、倶知安町22億7116万5千円、蘭越町1億9812万6千円、ニセコ町2億1833万7千円、真狩村6626万4千円、留寿都村4240万8千円、京極町1億2391万2千円、島牧村1093万2千円、寿都町1656万5千円、黒松内町2816万1千円、共和町及び岩内町は1億1662万3千円、泊村1656万5千円、神恵内村994万円となっている。（構成14町村）

④負担金に該当する。要綱の制定については、第2期整備推進協議会で協定書を締結しており、この中で負担金額等について規定しているため、改めて要綱を定めていない。

⑤9月10日に倶知安厚生病院第2期整備推進協議会を開催した。これまでに交わしている協定書における負担額を超えることのないよう最大限努めていくことを再度確認し、改めて会長である私からもその会議の中で厚生連に席上要請したところ。

⑥北海道の地域医療介護総合確保基金、国の医療提供体制施設整備交付金などの活用を現在予定している。引き続き自治体の負担軽減に努めていきたい。

⑦7月28日に北海道厚生連から本町施設の借用について要請文を受理している。可能なのかの確認作業など期間も含めて協議交渉をするというご理解を頂きたい。

2030札幌冬季オリンピック

問

①前町長と同じく誘致運動を引き続き展開するつもりはあるのか。

答 町長

①引き続き活動を展開し、今日に至っている。今後においても関係各位と連携しながら、招致に引き続き取り組んでいきたい。

②今後、札幌市が開催都市に決定した場合、必要に応じて協力協定等を締結する可能性がある。

倶知安にお風呂がない

問

もう半年も前からホテルようてい閉館が取り沙汰されていた。長年、倶知安の手軽に入れる温泉として町民は年間3万5千人、宿泊5千人以上の温泉利用があったと聞いている。

昔は銭湯が数件あり、一番最後に残っていたのが東湯さんでした。町からも助成をして長年にわたり頑張っていた。不幸にしてデイサービスの風呂も壊れ、風呂難民が大勢いる。今後、明日の町民の衛生状態をどう考えるのか。「即断即決」町民も役場職員も求めている。

答 町長

ホテルようていさんに実はこっそり行ってお話を聞いてきた。これまで果たして下さったことは十分に理解している。

日頃の心身ともにリフレッシュできる施設は魅力的な要素。私のトップセールスも含めて今後頑張つてまいりたい。



古谷 眞司 議員

本町の公共施設、事故なく安心・安全な維持管理を 町長 教育委員会とも協議を重ね、維持管理に努める

公共施設等の再編及び更新 スケジュールについて

問

本町の公共施設には町民が日常頻繁に利用する施設が多く、加えて災害時の避難所として重要な役割を担っている。そのため、施設をいつでも事故無く安心・安全に維持することは、町民にとってとても大切なことと認識している。

本町には耐久年が近づいてきている、またはかなり老朽化が進んだ施設を日常で町民が利用しており、バリアフリー化や更新等の早急な対策が必要と考える。

以下の点について、町長・教育長に伺う。

- ①文化福祉センター・世代交流センター・青少年センター・保健福祉会館の利用事業の再編または更新等のスケジュールは。
- ②老人生きがいセンター（1964年）、羊蹄山ろく発達支援センター（1969年）と築年数が60年近くとなっており、更新が急がれる。
- ③小中学校の再編・更新並びに総合体育館の更新等のスケジュールは。
- ④旭ヶ丘スキー場ジャンプ台の倒壊危険度と撤去スケジュールは。

答 町長

①平成28年度に俱知安町公共施設等総合管理計画を策定し、保有する公共施設等の状況を総合的に判断して公共施設等の基本的な取り組み方針を定めた。

教育委員会においては、社会教育施設の個別施設計画を令和4年度に策定する予定。予算化へ向けて情報共有を行っていく。

保健福祉会館については、社会福祉協議会が入所し、さらには健診や健康教室に多くの町民が利用するため、定期的な点検や修繕・改修等により良好な状態で長く使い続けるための維持管理を進める。

②老人生きがいセンターについては、経年経過はしているが、耐力度測定等を行い必要に応じた修繕工事を実施していく。

羊蹄山ろく発達支援センターについては、施設のあり方について協議を進めるため、山麓の町村長会議の場などにおいて積極的に発信する。

③多額の費用を要することが予想される。財源の確保に努めるほか、財政シミュレーションを参考に適切に進めていく。

④撤去費用には1億数千円が予想される。個別施設計画等により危険度や撤去スケジュールを明らかにする検討を進める。

答 教育長

①令和4年度中に社会教育施設を対象として個別施設計画の策定を進め、各施設の詳細な状況を把握し、今後の維持管理に関する考え方や具体的な対策等について明確にする予定。

③教育環境の大きな変化も考慮すると改めて基本計画の見直しを図る必要性が生じる。町長部局と協議を重ね、小学校の再編を図つてまいりたい。

④安全面を最優先に考え、今後は簡易耐震調査等も検討し、経済的かつ効率的な撤去方法や有利な処分方法等について検討する。危険のないようジャンプ台周辺の見回り等を行い、維持管理の強化に努める。

北海道新幹線俱知安駅開業 に向けた周辺整備について

問

北海道新幹線俱知安駅周辺整備推進委員会が今年の春に設置され、議論の真つ最中である。また、並行在来線の地域交通についても令和4年の早い時期には方向性を示したいということで今定例会の行政報告にもあった。以下の点について伺う。

①並行在来線が廃止になった場合、その跡地はどうなるのか。

②俱知安駅開業の時期には高速道路俱知安インターの開業も予定。交通の流れや交通渋滞を考慮すると、新たに駅周辺から岩尾別方面へのバイパス道路の新設も必要ではないか。

答 町長

①J R北海道から経営分離される並行在来線の函館―小樽間については、北海道と沿線市町村で構成する北海道新幹線並行在来線対策協議会において、第三セクター鉄道による鉄道運行のほか、バス転換も含めた地域交通の確保方策について検討を行う。

跡地は、J R北海道で鉄道施設を撤去するなど、対応を検討するものと承知している。

②今後、新幹線俱知安駅や俱知安インターの利用者が市街地やリゾート地区などと円滑に往来できるよう、俱知安駅及び俱知安インター周辺のアクセス機能の確保に向けて、都市計画道路の見直しも含めた道路網の再編・道路整備について関係機関との協議をもとに検討を進めていきたい。



門田 淳 議員

どのように経済を取り戻していくのか

町長 切れ目なく適切なタイミングで支援を実施していく

新型コロナウイルス感染症対策について

問

①どのようにコロナ前の町へと経済を取り戻していくのか。

②防災無線の検証は。

③11月上旬に終了を予定しているワクチン接種を他町村と同時期の9月末までに接種を完了することを目指すべきでは。

④濃厚接触者への町独自の支援策は。

⑤高校生や中学生へのワクチン接種後の副反応の対応策は。

答 町長

①本町経済を支える地元事業者を直接的に支援していくこと、その上で消費喚起を促し、客足の回復に繋げていくことの両面から取り組むこと、切れ目なく適切なタイミングで支援を実施していく。

②緊急事態宣言が9月30日までとなっていることから、この解除をめどに町内の感染状況が落ち着いていることを確認した上で終了したい。

③町内医療機関の協力をいただきながら、当初計画と共に羊蹄山麓町村との連携の中で行っていた集団接種の実施受け入れ数を増加する接種可能な医療機関を紹介する準備などを行い進めている。

④国や道や各種団体が行っているさまざまな支援があるので、これらを周知させ丁寧に案内している。

⑤中学校・高校では、ワクチン接種の副反応

により学校を休む場合は、通常の欠席ではなく、出席停止の扱いとなる。副反応については、接種券と共に送るワクチンに関する資料や接種当日に配布するリーフレットなどで周知しており、不安な症状等については、随時相談を受け、必要により医師への相談を勧めている。



懸念される副反応について、相談窓口など周知徹底が必要

問

①全ての子ども達が自立を目指せる仕組みづくりや切れ目のない支援を整え、安定した就労に繋げるべきでは。

不登校児童生徒や障がい児童生徒への対応を中心とした学びの場の充実に向けて

答 教育長

①今後は、現状の取り組みに対し、より完成度を高めることを目標とし、取り組み状況については町民の方々に分かりやすく情報の発信をすることを心掛け、対象者に対して利用しやすい環境づくりを整えていく。

②現在、対象となるフリースクールや活動団体などはないが、今後、そのような団体等が発足した場合は、国などの動向に注視しながら団体と協議していきたい。

④教育委員会や関係機関と協力しながら、不登校児童生徒や障がい児、児童生徒を中心とした学びの場の充実について考えていきたい。

答 町長

②フリースクール、民間フリースクールや活動している民間団体などへの支援の充実を。

③タブレットによるオンライン授業の確立を。

④不登校で学校に行けない子ども達が安心できる学びの場として、教育支援センターを設置することは。

②④町が進めている各種事業のほか、現在、町内の各種団体の皆様方が進めている活動を教育委員会としてもしっかりと支援し発展させていいただきながら、併せて交流の場を設定して相互理解を図りたい。

③オンライン授業の基本形の確立や、多様な活用を目指して研修を積み重ねている状況。



田中 義人 議員

別荘等所有税、開発事業等緑化負担税などを基に新たな法定外税を

町長 庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、積極的に取り組んでいく

新たな法定外税の創設を

問

上水道の整備、新幹線新駅周辺整備、俱知安厚生病院改修など、多くの投資的経費捻出のため、新たな法定外税を我々の任期中に創設すべきと考える。

財源が無いことを理由に、これ以上多くの課題を先延ばしすることは2030年に向けて大きな足かせとなる。見解は。

答 町長

予想される本町における大型事業は財源の確保が重要な課題となっている。納税管理システムなどの整備もかなり前進しており、遊休町有地の活用や、事業の優先順位をつけるなど、無駄のない行政運営を進めている。スケジュールについてはスタートしてから（見えてくることもあるので）、新たな法定外税については積極的に検討していくという姿勢を明確にし、積極的に取り組んでいく。

町営プールの基本構想策定はどう進めるか

問

基本構想策定費用281万円の補正予算を可決した。今後12カ月かけて基本構想を策定し、プール完成まで4～5年を要するとの報告があった。

- ① 学校プールと町営プールの複合ではなく、町営温泉などとの複合施設にするべき。
- ② P.Tの構成と初回の会議の内容は。
- ③ 完成までの間の代替プールは。

- ④ 基本理念と候補地について。
- ⑤ 想定される予算規模と、完成までのスケジュールは。

答 教育長

- ① 学校・町営両プールの複合が基本方針だが、民間活力の導入など検討を進めたい。

答 町長

- ① 学校・町営両プールを併せて複合的とは捉えていない。P.Tに住民環境課が参加しているのは、デイサービスセンターの入浴施設の老朽化もあるから。

しかし、無尽蔵に財源があるわけではないため、適当な規模のものを皆さんで共有していく。

答 教育長

- ② P.Tは社会教育、総務、総合政策、住民環境、学校教育の各担当で構成。現状の懸念事項や仕様書内容などを話し合った。
- ③ 現在はホテルニセコアルペンのプールをお借りしている。俱知安小学校のプールを修理して数年間使う案もあったが、規模などの関係で不可能と判断している。

答 町長

- ④ プール施設の必要な機能、整備手法や事業方式の検討、付随する複合的な機能の検討を行う。



老朽化した公共施設の更新と複合化を

- ⑤ 現状は同規模で建て替えると6億5千万円程度（通年使用できるものと7億4千万円）で、補助メニューや民間活力の活用など財政的負担軽減につながる手法を検討する。（前回の議会の答弁より）今後12カ月をかけて基本構想を構築し、プール完成まで4～5年を要する。



佐藤 英俊 議員

利用者に少しでも快適な環境を提供すべき

町長 観光振興の面からも手立てを行っていきたい

通年使用の公園トイレについて

問

本町の管理する公園に設置されている多くのトイレは冬期間閉鎖されているが、レルヒ公園は冬期間も閉鎖することなく利用されている。

町民の方から、冬期間開設しているトイレの便座をせめて暖房便座への交換は出来ないものかとご意見をいただいた。

利用者に少しでも快適な環境を提供する意味から、せめて暖房便座に交換を実施できないか。町長の考えを伺う。

答 町長

レルヒ公園のトイレは、7カ所全てが通常の便座となっている。主要道路である国道5号線に面し、大型バスも駐車できるスペースもあり、多くの観光客にも利用されている。

ご提案いただいた暖房便座への交換というものは観光振興の面からも、また、温かく来町者をお迎えするメッセージとしても大変有効な手段の一つとなり得るだろうと考えているので、設置に向けて手立てを行っていく。ご理解のほどお願いしたい。

防災無線の役割について

問

令和元年第2回定例会において、防災無線に関連する質問を行い、町長の答弁は広報事項の伝達、あるいは国・道・その他公共機関からの周知事項の伝達に使



利用者に少しでも快適な環境の提供を求める

にさらされ、過去に多くの死亡事例もある。加えて、コロナ禍の中で入院もかなわない状況は容易に推測でき、そのような背景にも関わらず、全町一般家庭において食事は毎日調理が行われ、保存・提供に注意喚起をするのは、私は当たり前のことだと考えている。それがなぜ行われなかったのか。

答 町長

佐藤議員から、これまでも防災行政無線の使用について、更には危機意識についてご指摘をいただいていることではあります。

危機意識を十分に持つこと。また、防災行政無線の使用をはじめ、住民の暮らしの安全に必要な周知について、積極的に行うよう、前例に拘ることなく緊急性や必要性を判断し弾力的に運用するよう、私から担当課に指示したところ。

食中毒警報についての取り扱いについては、柔軟に対応するということで、これから防災行政無線の活用について周知の方法の一つとして活用してまいりたいと考えている。

用する規則で運用していると答弁をいただいているところ。

本年6月10日に今夏初めての食中毒警報（以下「警報」）が発令され、8月末までに48時間8回、72時間3回、96時間2回、120時間1回、合計14回の警報が発令されている。食中毒は重篤な場合、命の危険



小川 不朽 議員

世代交流センターの改修を

教育長 旧東陵中体育館の活用方法も含め総合的に検討していきたい

問

1994年の総合体育館オープンに伴い、それまでの体育館は、さまざまな世代が交流できるようにと施設の名称を変更し、世代交流センターとして今日に至っている。

こうした中において、近年では競技スポーツやレクリエーションのスポーツの普及・振興が図られ、総合体育館の利用はもとより、町内小学校4校の体育館での夜間開放事業の利用も多い。

さらには、旧東陵中学校体育館の利用頻度も非常に高い状況にあるが、旧東陵中学校体育館は老朽化が著しく、今後、改修して時限的・限定的に使用する計画があると今定例議会で報告されている。

そこで、さらなる競技スポーツやレクリエーションスポーツの普及・振興を図るべく、環境整備として、旧体育館であった現在の世代交流センター施設を改修し、さらに幅広く利用できる、充実した施設にすべきと考えるが見解を伺う。

答 教育長

世代交流センターは、旧体育館施設の有効活用策として、施設名を変更し、町民の世代間交流を進めることで、町民各層の生涯学習及び社会教育に資するという目的で設置・運用されてきた。

これまでの利用としては、子育てサークル等の不定期なイベントや総合文化祭の会場の一部、書初め大会や保育所の運動会、そして今年度に関してはコロナウィルスのワクチン接種会場として活用されている。

一方、スポーツの普及・振興策としては、総合体育館と学校体育館の夜間開放事業として、それぞれの施設を週1回以上利用する団体を体育施設利用団体として、スケジュール調整や施設利用の啓発等を行っている。

少年団やシニアサークル、職場単位やクラブチームなど、各種多様な方々が使用しており、今年度上期ベースでは、総合体育館と学校開放を合わせた32の団体が利用している状況にある。

旧東陵中学校の体育館については、現在、町長部局での管理となっているが、かつては室内サッカーを中心に複数の団体の利用があった。旧東陵中体育館が再び利用可能な状態に整備されれば、町民のスポーツ振興の



世代交流センター

一端を担えるものと考えている。
また、世代交流センターは、施設名の変更以来、文化的事業の推進に貴重な役割を果たしてきたが、既に築50年を経過している。体育館本来の役割を終えてから27年もの歳月が経過している建物を再び体育施設として改修するのは、正直大変厳しい状況にある。

これらのことから、今後は、町営プールの建て替え基本構想や絵本館の移転、その後の絵本館のあり方等を考慮しつつ、本校舎と分離し、改修する旧東陵中体育館の活用方法も含め、体育施設の充実や世代交流センター機能の存続等についても総合的に検討し、対応していきたい。



旧東陵中学校体育館



笠原 啓仁 議員

「『じゃがたく』運行」力と知恵を出し合い良いものに 町長 利用促進に向け、さらに周知を徹底する

問

デマンドバス「じゃがたく」の実証運行が始まった。郊外地区での公共交通の運行実現を10年以上訴え続けてきた者の一人として、実証運行の実施を嬉しく思う。以下の点についての対応は。

①関係住民への周知の徹底について

関係住民の利用度を高めるためには、周知の徹底が何よりも重要だ。少なくとも「知らなかった」という事態だけは避けなければならない。周知の現状と今後の取り組みは。

②議会との協同作業について

誰からも喜ばれ愛される「じゃがたく」にするためには、役場（担当職員）だけの努力だけでは不十分だ。郊外地区での公共交通の確立については、議会としても提起・提案してきた問題だ。

諸課題の解決に向けては、議会も全面的に協力できると思う。「じゃがたく」の本格運行に向けた議会との協同作業について、町側から何か具体的な提案はあるか。

答 町長

①広報紙7月号では、公共交通の特集記事を掲載し、9月号では「じゃがたくって何」と銘打って、利用啓発を図ってきた。対象地域の住民に対しては、町内会を通じて地域説明会の開催案内、「じゃがたく」のパンフレット、利用登録申込書を各戸に配布し、8月5日・10日・11日の3日間、それぞれ対象となる地域で説明会を開催し、周知してきた。

また、町のホームページでは「じゃがたく」のページを作成し、トップページから検索で

きるバナーも設置し、工夫している。さらに問い合わせに応じて利用登録希望者や初めての利用申込者には、直接自宅へ訪問して実証運行の周知と利用方法の説明も実施している。

今後については、夏の実証運行終了後に利用登録者を対象としたアンケート調査などを実施する。感想や意見を聞き、改善点を整理した上で冬の実証運行に当たって、事前に地域説明会を再び開催する。

いずれにしても「知らなかった」というのが一番残念なこと。そうならないよう、更なる周知の徹底に努めていく。

②夏の実証運行の終了後、速やかに所管の総務常任委員会に運行実績等を報告し、意見を聞く。

議員においては、対象地域の住民に「じゃがたく」の利用について積極的にPRしていただきたい。まずはそういった形での協力をお願いしたい。

『役場職員への口利き』 防止策導入の検討を

問

議員による自治体職員への「口利き」と言われる不当な要求や働きかけを防止するためのルールや制度作りが、全国の自治体で行われている。

本町の今後の公平・公正な行政運営に当たって、防止に向けた制度の導入が必要だ。町長の見解は。

答 町長

職員は、不当な要求などを受けた時は拒否

『役場内でのハラスメント』 対策は講じられているか

問

①役場内での防止策
②議員による職員へのハラスメント対策

答 町長

①平成31年4月1日付で俱知安町役場職員のハラスメント防止等に関する規程を施行。
②町と議会が十分な議論を重ね取り組むべきと認識している。

『クラス被害』 実態調査と対策が必要だ

問

クラス被害については実態調査と対策が必要と考える。町長の見解は。

答 町長

大掛かりな実態調査は考えていないが、まずは町内会・自治会や関係団体などから聞き取りを始めてみたい。

環境省による自治体向けの対策マニュアルなども参考にしながら対処していきたい。



原田 芳男 議員

保護者がコロナ感染した場合の町の対応は

町長 児童相談所での一時保護などの利用も考えられる

子育てとコロナ

問

コロナがなかなか収束せず、現在は緊急事態宣言が発令されています。医療も十分に機能していない状況。

自宅療養中に死亡したり、妊娠されている婦人が搬送されず流産するなどが問題になっている。

また、幼い子どもが居る家庭で親がコロナに感染したら、子どもの世話をどうするかが大きな問題になっている。

これらの問題にどう取り組むのか、予め町として相談窓口などの対応を決めておく必要があるのではないかと。

現在の本町の取り組みと今後の対応について答弁を求める。

答 町長

新型コロナウイルス感染症に保護者が感染した場合、治療するまでの育児をどうするかは大変大きな心配事だと思う。近くに親戚などが居ない場合も十分あり得る。

このような場合の対応については、管轄する保健所では本来ホテル療養の方の場合は自宅療養に切り替えて子どもと過ごしていただくなどの対応をしている。また、入院が必要な場合はケースバイケースの対応になっている。

新型コロナウイルス感染症で保護者が入院等で不在になり、子どもの面倒がみられない場合、育児を担う人材を含めて確保する必要があるが、現在のところ町内に育児支援が可能な施設がないことから、児童相談所での一時保護などの利用も考えられる。

デイサービスセンターのボイラー不調について

問

デイサービスセンターのボイラーが不調になり、交換の補正予算が提案された。かねてからお湯がぬるいと苦情が寄せられており、故障は予想されていた。

使用できるまで2カ月以上かかると説明された。このお風呂は我が町の銭湯代わりとなっている。この2カ月間の対応はどのようにされるのか。また、近隣町村のほとんどにある道の駅や町営温泉が我が町にはない。これでいいのでしょうか。町長のまちづくりの基本が問われる。考えを伺う。

答 町長

該当ボイラーの老朽化については認識していたが、管理しきれい نبودった。利用者の皆さんにはご不便をお掛けし、申し訳ございません。修理期間中のデイサービスセンターについては、暖房にガス湯沸かし器を設置して対応する。入浴については民間施設に協力をお願いした。

デイサービスセンターのお風呂利用者68名については、南11条西1丁目にある宿泊施設の日帰り入浴の利用を郵送でお知らせした。

定期的に利用されている19名の方には、じゃがりん号の無料券と時刻表を配布した。

また、道の駅や町営温泉については、国際リゾートの行政課題などに着実に取り組まなければならないところから、優先的事業としての位置付けになっていない。

プールはいつから使えるのか

問

町営プールの老朽化で使用不可の状態が続いている。建替えに向けて取り組んでいるがめどが立っていない。

プールについては東小学校、倶知安小学校、町営プールと不具合が出ると廃止としてきた。現在、代替施設として民間のホテルのプールを借りているが、今後もし引き続き利用できるのか。倶知安小学校のプールは修理不可能なのか。明確な答弁を求める。

答 町長

町営プールについては調査の結果、金属片の落下など老朽化で今後の利用はできないと判断した。

倶知安小学校のプールについては、昨年度の大雪で屋根が破損したことから使用休止となっている。整備については現在、プロジェクトチームによつて検討を進めている。詳細については教育長より答弁する。

答 教育長

プールについては基本構想の予算を議決いただいた。建替えまで最低でも4年から5年かかることから、今後も継続して代替施設が必要。来年度については、ホテルニセコアルペンからは継続利用について前向きな回答をいただいている。俱小プールの修繕は最低で250万円程度、全面改修をした場合は更に1100万円程度。町営プール基本構想から、修繕は行わず、代替施設を利用する。



坂井 美穂 議員

いつまでも安心して暮らせる倶知安町へ

町長 人生100年時代をみすえた検討を続けていく

いつまでも安心して暮らせる
倶知安町へ

問

①新型コロナウイルス感染症対策での制約がある中、介護予防、フレイル対策をどのように工夫や検討されているか。

②コロナ禍で多人数で集まることや通いの場の確保も難しい中、少人数でも開催ができるような出前講座としての介護予防教室や体操教室についての考え。

③家庭での介護の担い手が多様化している。介護者の孤立を防ぎ、情報交換ができる集いの場も必要であるが、本町での取り組み。

④除雪ヘルパー派遣事業の検証はどのように行われているのか。

答 町長

①老人クラブや寿大学などの健康教育の場や町の広報紙や新聞折り込み、チラシ等の周知の場において啓発。

②年度内に社会福祉協議会に委託している一般介護予防事業における介護予防教室や、社会福祉協議会が実施している高齢者のサロン事業の参加者を対象とした介護予防教室において、介護予防体操を含めたフレイル予防に繋がる内容での実施を感染予防対策に努めながら予定している。

③昨年11月には、町内の介護サービス事業所が実施した家族介護者の集いを講演した。この集いは、要介護者を介護する家族が参加し、介護の苦勞を分かち合い、共感

できる場づくりとして、12名が参加された。今年度の開催については未定となっている。

④本町としては、日常生活に支障が生じない範囲として、ヘルパー派遣事業を実施して課題の解消に向けている。

今後も利用者や請負業者などからご意見をしっかりといただきながら、作業体制や予算を総合的に勘案しながら事業の充実に図っていく。

問

介護者であるケアラーの問題は深刻であり、社会全体で取り組んでいく必要がある。本町はどのような視点で検討されているのか。

除雪ヘルパー事業に関しては、まず利用されている方の声をしっかりと聴くことが大切である。それらをどのように分析し、生かすようにしているのか。

答 町長

ケアラー問題についてはできるところから調査し進めていきたい。

除雪ヘルパー事業の詳細なデータの集計はしていないが、今後に生かすためにもしっかりと検証し、住民に良かったと喜ばれるような形にしていきたい。

特殊詐欺被害防止へ

問

特殊詐欺とは、不特定多数の人に電話等の通信手段を使って対面なしで金品をだまし取る総称であり、全国で被害が増えている。

対策として自動通話録音装置を貸し出す自治体も増えているが、本町でもこのような被害を未然に防止し、町民を守るため、今後どのように対策を取られるか伺う。

答 町長

特殊詐欺被害については、現在では新型コロナウイルス感染症に便乗した事案も発生しており、さまざまな手口で消費者に迫ってきている。

防犯対策の中心として、高齢者の被害が多い振り込め詐欺や悪質商法等のトラブル防止のため、さまざまな媒体を活用して積極的に情報発信を行うと共に、こまめな声掛け、日頃の連絡が大切であることなどをしっかりと啓発していく。

自動通話録音装置に限らず、有効な特殊詐欺防止対策や啓発方法を模索し、本町から一人も詐欺被害に遭わないよう努めてまいりたい。





波方 真如 議員

本町でも「すぐやる課」を新設するべき

町長 決して独りよがりになることなく組織、職場風土を構築していきたい

問

1969年に千葉県松戸市の市役所にできた「すぐやる課」を参考に、本町でも必要だと考え、町長に伺う。

この町の現状を考えるとやらなければいけない課題が積み重なり、さらに最近では管理不足が原因で町営プールが使用できなくなり、文化福祉センターのボイラーの故障など、想定外の出来事で町民に多大な迷惑をかけているのが現状。

すぐやる課新設によってのメリットは、初動対応の迅速化、人材育成、これは地域おこし協力隊なども含めても良いと考える。職員のやりがい創出、町民との協働、町の注目度アップなどが考えられる。

デメリットは、何でもやる課との誤認。すぐやる課は何でもやるわけではない。町民の責任、行政の責任といったことを明確に伝えていく作業が増えると思われる。本町の目指す姿、いつまでも住み続けたい町くっちゃんをつくるためには、どうしても必要な機構改革になると考え、町長に伺う。

答 町長

本町においては、それぞれの部署において担当する業務に関する住民からの要望があった時には、専門的な知識や技術をフルに生かしながら、迅速な対応に日々努めているところ。

そういった部分では、解決力・スピード力といった面では、今の体制というものもかなり優れている状況になると思っている。新たにすぐやる課という部署を設けるというのものはなかなか今後の検討課題になると思うが、

防災について

このすぐやる課での趣旨だとかメリットだとか、本当に行政だけではなくて町民に与えるものというものも大変重要だというふうに認識している。

より工夫しながら、そういった組織体制づくりというものをやって、町民に理解していただいて役割分担もそこですぐ見出せられるような形にもついていたらと考えている。

問

9月1日は防災の日だったので、本町の防災について伺う。

コロナ禍で、防災訓練は思うようになっていない中だが、避難所運営ゲームD。はぐや、シェイクアウト訓練など防災無線も活用し、周知して防災意識を高めて町民を守るという意味でしっかりと行っていたideきたい。

答 町長

11月5日にJアラート訓練が予定されており、それに合わせて町民・職員も含めてシェイクアウト訓練も実施する予定としている。こういった本当に日頃から災害に対しての意識や行動の訓練というのはすごく重要だと思っているので、引き続き実施したいと考えている。

すぐやる課は
「ワンストップ窓口」
の先駆けに

1年で全国に43の
類似セクション
ができた
(松戸市プレスリリースより)

ユーザー側としては
当たり前前のサービスに思えるけれど...

ネガティブなイメージを
払拭したのが...

すぐやる課

ドラッグストア
マツモトキヨシ創業者

職員2名から
のスタート

最初の依頼は
人探し

松本清市長の
リードで創設

すぐやらなければならないもので、
すぐやり得るものはすぐにやります
をモットーに1969年10月6日千葉県松戸市で設立

融通の効かないサービスを
擲論するこんな言葉...

お役所仕事

それは別の
部署の仕事です

また、
たらい回しが...

形式主義に流れ、不親切で非能率的な
役所の仕事振りを非難するという語
(大辞林)



森 禎樹 議員

地域おこし協力隊の制度を観光に限らず、もっと有効活用できないのか

町長 本当に必要であれば、どんどんこの制度を活用すべき

問

① 地域おこし協力隊について、本町の基本的な考え方は。

② 過去の実績（隊員数・活動内容・定住者数）

③ 現在、活動内容を観光に限定している理由は。

④ 今後の方針は。

答 町長

① 地域外の人材を受け入れ、各種の地域協力活動を積極的に進めてもらい、定住・定着と地域力の維持・強化を図ることを目的としている。

② これまでに2人の隊員を任命している。活動内容は観光分野の業務となっている。1人目は定住に至っていない。2人目は現在2年目の活動中となっている。

③ 隊員を募集する際には、活動内容や活動体制などを十分想定・検討し、受入れ自治体と活動場所の連携体制を整えていく必要がある。

今回の募集については、それらの体制が整った上で募集している。

④ 全国の活動事例を参考にしながら、多様な部門で積極的に活用し、新たな担い手を確保することで、地域力の維持・強化を図っていきたいと考えている。

一般廃棄物処理の課題について

問

ごみ問題については一向に改善された形跡は見えず、住民の不満は高まり続けている。

ごみに関する諸問題の実態と進捗状況を町長に伺う。

① ごみ分別アプリの進捗状況

② 大型ごみの回収に関する検討

③ 家庭から出されている一般ごみの過去10年間の収集量の推移

1. ごみステーションで収集されるもの

2. エコガレージで収集されるもの

④ ごみステーションの設置基準と根拠・過去10年間の設置数の推移

⑤ 処理業務委託料と収集業務委託料の過去10年間の推移

⑥ ごみ処理手数料・ごみ袋の料金改定は必要か

⑦ ごみ収集方法についての大幅な見直しの検討

答 町長

① 今年10月1日からアプリの稼働を始める。

② 町内会や収集運搬許可業者のご意見を伺いながら仕組みを整え、まずは本年度内に二つの町内会で実証事業に取り組むよう進めている。

③ 1. 平成23年度には3070トン、平成25年度がピークで3077トン、以降は概ね減少基調で令和2年度では2798トン。

2. 平成23年度には146トン、その後は概ね増加基調が続く、令和元年度がピークで202トン、令和2年度では196トンであるが、来場者は2万8303人で過去最高を記録している。

④ 明確な規定は無いものの、概ね10〜15戸に1基という目安で運用してきている。共同住宅については、ごみ条例施行規則第7条に

おいて8戸以上に対して設置の努力義務を課している。過去10年間の設置数については、平成23年度が489基、以降増加を続け令和2年度では651基となっている。

⑤ 平成23年度には1億6382万円でしたが、令和2年度には2億7612万円と1億円を超える増加となっている。

⑥ ごみ処理有料化が始まった当時と比べると、分別・資源化が格段に進み、処理形態が大きく変わっている。処理に掛かる経費においても大きく増加している。

その上で、資源化を含めたごみ処理に係る各種法令の要請を踏まえつつ、ごみ処理経費の不断の見直しを行うことはもとより、およそ30年間変わっていない処理手数料についても不断の検討を行っていくことは当然であるが、町民負担を伴うことなので、改めて本町財政を見渡した中で、引き続き慎重にかつ丁寧を検討する。

⑦ 収集を全て平日に収める体制作り、紙おむつなどの衛生ごみを可燃ごみと分けて収集する仕組み作りについて、来年5月開始を目標に進めている。





作井 繁樹 議員

職員とのコミュニケーション、話す機会を増やして 町長 すごく大事だと思う、折に触れ積極的に頑張る

問

「気持ちを通い合う職場作り」、昨年の第1回定例会でも全く同じ件名の質問をしているが、このことは常に意識しつつ、不断の努力が求められることもある。

新庁舎建設の意義の一つに、職員のモチベーション向上もあったはず。新庁舎での執務も4カ月、その善し悪し、評価は。

答 町長

新庁舎への移転により、職員のモチベーション、以前にも増して大きく向上したものと、いうふうに考えている。

業務効率の向上、あるいは担当者間の連携作業強化、コミュニケーションの活性化に繋がっているものと考えている。

しかしながら、もともとと工夫して、改善を重ねていくということが大変重要だろうというふうには認識している。

問

コロナ禍であるがゆえ、会議・行事・出張は減り、町長の在庁時間は圧倒的に増えたはず。そこで、仕事上での打合せとは別に、職員との新たなコミュニケーションが必要と考える。

町長の選挙公約である、「聴く、伝える、対話する」をいま一度反芻し、無理のない範囲で何かを始めるべき。

答 町長

職場の風土作りをいかにしていくのかというのは、私、町長としての大変大きな役割

だというふうに思っている。

今後、そうした意味も含めて、対話の場を増やしていくということを一つの心掛けとして努めてまいりたい。

問

気持ちを通い合う職場作り、職員間・職員同士も当然ながら、町長と職員とのコミュニケーション、話す機会をもっともっと増やして欲しい。「町長と課長とのコミュニケーションが不足しているのでは？」と、思うことも多々あり、改善の余地があると考えます。当然、管理職だけではなく、若手職員ともぜひ、雑談でもいい、話す機会を増やして。

答 町長

決して課長と疎遠になっていることはない、その辺はご心配なく。

ただ、本当に職員と私との対話、これはすごく大事だと思う。いろいろなことに触れて、より積極的に、自分が変わらなければ、多分、相手は変わらないと思うので頑張らせていただく。



気持ちを通い合う職場作りのため話す機会をもっともっと増やすべき



木村 聖子 議員

絵本館のリニューアルの見通し

町長 周辺環境を整理してできるだけ早く移転させたいと考えている

問

絵本館は保健福祉会館に移設する構想があったが、本の耐荷重の問題などで直ぐに移転するのは難しいと町長が以前答弁しているが、現在の絵本館は老朽化が激しいため、近いうちに別の建物に移転が必要と考える。

また、絵本館創立時の理念の高度維持が重要な要素と捉えている。

①ソフト面

地域のボランティア団体等が絵本館理念のもとにさまざまな事業を開催されている。今後も絵本館理念を高度に維持していくためにも、有償ボランティア制度や運営自体をこのような支援していただいている団体等、外部に委託することで持続可能なものではないか。

②ハード面

例えば絵本館を解体した跡地にスマートモデューロハウスを設置すれば夏場はベランダから福祉センター前庭へ連なる環境ができる。

室内で遊び、外に出て遊ぶことも可能になる。スマートモデューロハウスは費用面圧縮や施工期間が短縮されるなどメリットがあるが、移転場所や時期も含めて町長の希望的観測を伺う。

答 町長

①読み聞かせの会や子育て支援団体、子育てサークル等が当施設を拠点として、さまざまな活動のほか、利用者への接し方や自由な空間づくり、職員の図書に関する知識を深める勉強など、基本的な運用に対する

るアドバイスも定期的に頂くなど、ありがたい環境である。今後の運営については、教育委員会としっかり連携をしていきたい。②できるだけ早く絵本館を保健福祉会館などに移転したい。一方で、本の耐荷重の問題やソフト面において整理が必要。

また、俱知安厚生病院の保育所の仮借用要請など、一日でも早く整理できるようにしていきたい。町の特色である家庭教育支援、子育て支援施設として、この絵本館の充実をより一層高めていく。



今後の移転場所や時期も含め、町民からの関心も高い

SOSステーションと通学路整備

問

SOSステーションの拠点は通学路や子ども達の活動範囲に係るため、通学路及び安全な地域づくりのために体制整備は重要と考える。

①SOSステーションの役割と各学校との連携状況は。学校現場における児童生徒の危険箇所の認識、安全行動教育の状況など、SOSステーション活用状況を伺う。

②通学路安全推進会議における点検後の改善について、町は道路や障害物等への対処、それに伴う予算編成及び各所の指示、要望など計画どおりに進行しているか。また、年2回の点検時以降に発生した危険箇所、状態などの情報共有の方法などを伺う。

答 町長

①現在の登録者数は77件、転居・転出・事業所の移転・廃止により、平成30年より11件の減。今後は各町内会等に働きかけ、SOSステーションの拡充に努める。

各学校の対応に違いはあるが、毎年の防犯教室や児童への注意喚起時にSOSステーションについて指導頂いている。

今後も二層の連携を図るため、校長会・教頭会などの会議体を通じて、学校と地域全体により強く認識を深めてもらうよう努める。

答 教育長

②ここ数年は関係機関から積極的な提案により充実してきたと感じる。点検後の危険箇所等への対応は、道路の修繕工事や区画線塗装工事など予算措置が必要となる新たな事業は関係機関等でそれぞれ対応いただいている。子ども達が安心して登下校ができる通学路の環境整備に努めていく。

常任委員会報告

総務常任委員会

1. 所管事項

庶務／税財政／防災／財産及び施設／職員の給与／出納等／町議会／その他総務課、総合政策課、及び税務課に関すること／他の常任委員会に属さないこと

2. 委員構成（5名）

委員長	田中 義人	副委員長	笠原 啓仁
委員	古谷 眞司	委員	波方 真如
委員	鈴木 保昭		

■ 旧みなみ保育所跡地宅地造成について

一区画およそ100坪として9区画に分け、法定緑地として雪の堆積場に2区画を充てる造成案が報告されました。正式な造成は来年度以降となり、分譲価格は未定。委員からは若い移住者への安価な価格設定を求める意見などが出されました。

■ 法定外目的税導入検討PTの創設について

本委員会で調査・研究を進めている、新たな財源としての法定外目的税の創設について、俱知安町役場庁舎内においても検討プロジェクトチーム(PT)が設置されたことが報告されました。

要綱では、総務課・総合政策課・税務課・まちづくり新幹線課の担当職員でPTが構成されています。

■ 郊外デマンドバス運行実証事業における夏期運行の結果について

令和3年8月23日から9月22日の1カ月間、北部地域など公共交通機関が希薄なエリアを対象に予約制のオンデマンドバスの試験運行を行いました。

延べ乗車数は85名で、一日平均4.3名の利用となりました。アンケート調査も行われ、冬期試験運行に向けて利用率の向上を目指しております。

新聞報道では、コスト面で事業化は難しいと伝えられたが、経費のみの観点ではなく必要な公共サービスと位置付けて議論していくことが確認されました。

■ ひらふ第一駐車場 ふるさと納税を活用した再整備について

総務課では、ひらふ第一駐車場の再整備に掛かる経費を「楽天クラウドファンディング」で集める試みを始めました。

このクラウドファンディングは、ふるさと納税制度を活用し、賛同者には寄附額の3割分の返礼品を選んでいただける仕組みです。

目標額は1億円で、11月1日現在で約400万円の寄附が寄せられています。

厚生文教常任委員会

1. 所管事項

民生安定／保健衛生／墓地等／学校教育及び社会教育／その他住民環境課、福祉医療課及びこども未来課の所管に関すること

2. 委員構成（5名）

委員長	小川 不朽	副委員長	坂井 美穂
委員	富田 竜海	委員	森下 義照
委員	作井 繁樹		

■ 厚生病院第2期整備について

9月22日の委員会において福祉医療課より、俱知安厚生病院第2期整備の実施設計の内容、建物概要、整備スケジュールの説明、更には2月に示された基本設計積算額33.14億円から実施設計積算額は12%増となる報告を受けました。

■ 資源・ごみ分別アプリの運用開始

9月22日の委員会において住民環境課より、10月1日から配信開始の俱知安町資源・ごみ分別アプリについての説明がありました。家庭から出るごみの分別方法を手軽に検索したり、資源やごみの収集日を事前にお知らせする機能が付いたスマホ対応のアプリです。

更なるごみの適正な処理を進めるための一助となることを望みます。



■ 陳情審査について

陳情第8号「『倶知安町に放射性物質等を持ちこまない条例』の制定を求める陳情」について現在審査中です。

10月18日の審査では、原子力発電環境整備機構(NUMO)を招致し、「高レベル放射性廃棄物の地層処分」の概要・「倶知安町の適地性」について説明を受け、続いて北海道環境・エネルギー課を招致し「『北海道における特定放射性廃棄物に関する条例』の内容」・「条例整備の経緯・背景」について説明を受けました。

また、第5回臨時議会(8月20日)にて本委員会へ付託となった陳情第9号「公衆浴場設備による町民の健康と『至福の確保』に関する陳情書」についても、10月13日陳情者からの趣旨説明をいただくと共に、住民環境課及び福祉医療課より審査のための説明と資料提供を受け、現在審査を進めています。

■ 文化福祉センター「温水ボイラー取替工事」の進捗状況について

10月18日の委員会において社会教育課から、12月20日までの「温水ボイラー取替工事」の期間を早め、11月4日から使用再開できる見込みとの報告がありました。工事完了に伴い、福祉医療課からデイサービスセンターの入浴の再開準備にとりかかっているとの報告がありました。

更に、住民環境課からは11月8日から浴場再開について、浴場の利用承認を受けている方々に文書によりお知らせするとの報告がありました。



経済建設常任委員会

1. 所管事項

農業／商工業／林業(町有林を除く)／畜産業／観光／土木／建築／都市計画／その他農林課、観光商工課、まちづくり新幹線課、建設課及び水道課の所管に関すること

2. 委員構成(5名)

委員長	木村 聖子	副委員長	門田 淳
委員	森 禎樹	委員	原田 芳男
委員	佐藤 英俊		

委員会開催は下記のとおり

(令和3年8月から令和3年10月まで)

8月6日、17日、30日、10月18日(計4回)

本委員会は月2回を定例開催とし、必要に応じて随時開催し調査をしています。

■ 観光商工課所管事項

① 地元のお店応援クーポン券事業

昨年度に引き続き実施された本事業については、今年度は9月末まで1カ月延長したこと、500円の10枚綴りとなり利便性が向上したこと、利用率98.1%と昨年度よりも上昇したと担当課より報告を受けました。

② 感染予防対策備品購入補助事業

町内に本店を置く事業者が新たに導入した感染予防対策備品の購入費の一部を助成するもので、実績は42件と予定の半数となったが、各事業者での対策がある程度整備されていることが要因と考えられると担当課より報告を受けました。

■ 建設課所管事項

① 町営住宅を現地調査

今年の降雪の影響を受け、町営住宅の修繕費用が掛かっている物件等を担当課の立会いの下に現地調査を行いました。

② 本年の除排雪業務委託料の補正

町道路線数の増加に伴い、今シーズンの除排雪業務委託料の補正(1,392万円)が必要と報告を受けました。



堆雪場所や修繕箇所の確認を中心に行いました(令和3年8月6日)

■ まちづくり新幹線課所管事項

倶知安町景観計画・緑の基本計画検討会議

本計画の検討状況について、主にリゾート地区のルールの見直し等の報告を受けました。

また、委員からは駅周辺に影響が及ばないように注視すること、景観としての「空き家」に対するルールを明示して頂きたいとの意見も交わされました。

特別委員会報告

議会に関する特別委員会

本特別委員会では必要に応じてオンライン委員会も開催し、主に下記の内容について議論を深めております。

- ① 議会のICT化並びにオンライン行政視察
- ② 各種組合議員及び各附属機関推薦委員における議員選出枠の検討
- ③ 本町の議員定数及び議員報酬額の検討

なお、令和3年10月20日には本特別委員会での活動状況について委員外の議員へ報告を行い、議員からは議会の運営に関し協議または調整を行うための場である「全員協議会」の設置の検討という意見も出されました。本特別委員会としては引き続き議論を進めていきます。



自衛隊駐屯地特別委員会

本特別委員会の主な活動としては、令和3年10月12日に北海道防衛局より令和3年版防衛白書の説明を受けました。

また、令和3年10月14日に倶知安駐屯地の拡充を求める道内要望として、陸上自衛隊北部方面総監部へ要望活動を行いました。

道外での要望として、令和3年11月19日に防衛省(東京都)への要望を行いました。

なお、新型コロナウイルス感染者数が減少している中ではありますが、感染予防に留意し今後も倶知安駐屯地の拡充に向けて活動を進めていきます。



北海道防衛局より令和3年版防衛白書の説明を受けました



石倉防衛局長へ表敬の様子



沖邑北部方面総監へ要望書を手交させて頂きました

議長室から こんにちは



倶知安町議会 議長 盛多 勝美

先日、ニセコひらふ地区の治安維持のため、交番の設置を北海道警察本部へ要望してきました。昨シーズンはコロナ禍の影響で激減しましたが、今シーズンは観光客来訪の増加が予想されております。

先般、倶知安町で産婦人科医院の開業を検討されている永井医師が横浜からお越しになり、本町議会議員と懇談をして開業に対する想いを伝えて頂きました。経験豊富な優秀な医師です。是非、倶知安町で開業をしていただくことを歓迎したいと思います。

倶知安町の皆さん、10月17日には本町で初雪を観測し、一段と寒さが厳しくなる季節となりましたのでお身体に気を付けてお過ごし下さい。

本町で開業を希望する永井医師と懇談会を行いました

令和3年9月28日に永井美江医師が来庁され、医療懇談会を行いました。「これまで全道の産婦人科医が居ない町を回ってきました。地域医療にどうしても携わりたかった。」と本町での開業のお気持ちを伝えて下さいました。

本町議会としても是非本町での開業を歓迎したいとの想いを伝えさせて頂きました。



ながい よしえ
永井 美江 医師

- 日本産科婦人科学会専門医
 - 日本女性医学学会認定 女性ヘルスケア専門医 ほか
- 女性医療クリニックLUNA横浜元町 婦人科勤務
札幌商工診療所 婦人科巡回検診担当
北海道対がん協会 婦人科巡回検診担当

日本産科婦人科学会／日本女性医学学会／
日本麻酔科学会／北海道産婦人科医会 所属

全道の産婦人科医が居ない町を往診し、地域医療に携わりたい熱意を伝えて下さいました。

町民の広場

倶知安消費者協会

倶知安消費者協会は創立53年になります。
戦後20年を越えると日本経済は好景気時代に入り、「消費は美德」「所得倍増」などと言われ、その反面「粗悪な品の氾濫」、「金融商品や株で儲かります。」

ここで登場したのが「消費者・消費者運動」でした。時代の流れに敏感な当時の町商工労働課長が、女性団体や労働団体に呼び掛け、昭和44年7月21日、道内21番目の「倶知安消費者協会」が200名余の会員により誕生しました。

初代会長は津端フジ子様が快く引き受けられ、女性の会・主婦会・農協女性部・町内会などからそうそうたる顔ぶれが理事を務められました。経験のないことで、はじめの2～3年は手探り状態でした。旧公民館図書室の一隅に机1つと椅子2つをもらい「生活相談室」としました。「やかんの口が取れた」、「ちり紙の束が薄い」などの苦情があがり、ちり紙を試買して枚数を数えたりもしました。

やがて、第一次石油ショック時代に入り「物価値上げ反対!!」、「粗悪品は買わない!!」、「計量は正確に!!」、「灯油・プロパン・生活必需品の共同購入」、「地産地消」、「食品添加物リジンは学校給食に使わないで」、「製造年月日を」、「大型耐久消費財の契約の法律」、「金融証券」など、数多くの苦情相談が寄せられ、相談員の養成が急務となりました。

また、政府や業界への要望・陳情に追われました。
身近で取り組めたのがリサイクル市、牛乳や米の消費拡大料理講習会、生産者と手を結ぶ産地直売、試買調査など、道内消費者協会や全国の関係団体とも活動を交流し、運動を展開しました。

これからの私たちは、地域の問題を大切にしながら、地球温暖化をくい止めるために何ができるか、持続可能なエネルギーの求め方、安全・安心な暮らしを子や孫にどう継承するか、悪質商法を許さず、毎日の生活では資源を大切に、ごみの分別と減量をはかるなど、消費者としての自覚を大切に、行政・業界・諸団体の皆さまと連携し、町民皆さまの意見や疑問にも応えていく努力をさらに高めていくことを心に誓っています。

【文責：荒野洋子（参与・相談員）】



「消費生活展」（11月3日 文化福祉センターにて）

倶知安消費生活相談室

☎ 0136-23-1522

月曜・水曜・金曜日 午前10時から午後3時

議会を傍聴してみませんか？

議会は倶知安町役場庁舎3階の階の議場にて行われています。（定例会は3月・6月・9月・12月の年4回）

議会を傍聴する際には、受付票に氏名等を記入して投函してから傍聴席へお入り下さい。

なお、傍聴の際にお子さまをお連れの方は事前に議会事務局までご連絡をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴の際にはマスクの着用にご協力をお願いします。

連絡先

TEL 議会事務局（直通）：0136-56-8016

E-mail gikai@town.kutchan.lg.jp

第4回定例会は12月6日（月）から開会の予定です。

編集後記

一人でも多くの方の目に留まるように、読んでいただけるように、町政に関心を抱いていただけるように・・・毎号、細やかながら進化しているつもりではありますが（苦笑）、いかがでしょうか？

新たな庁舎となったこと、併せて音響機器の性能も向上したことから、インターネット中継を観ていただく方、傍聴をしに足を運んで下さる方も増えてきている？、そんな気がしております。

「議員のレベルが低い」と叱られないよう、日々の研鑽に努めてまいります。その上で、議会をより身近に感じて頂けるように、しっかりと編集作業に当たってまいります♪

委員 / 作井 繁樹